

証券コード 5922

2023年6月13日

(電子提供措置の開始日 2023年6月6日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目1番12号

那須電機鉄工株式会社

代表取締役社長 鈴木 智 晴

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.nasudenki.co.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、銘柄名（会社名）または証券コードを入力のうえ、検索下さいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区大久保二丁目8番3号
東京都電設工業企業年金基金会館 2階大会議室
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第101期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第101期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 剰余金の処分の件
- 第 2 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第 3 号 議 案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第 4 号 議 案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の規制緩和により経済活動が正常化しつつあるものの、世界経済情勢に伴うエネルギーや原材料価格の高騰や供給不足に加え、円安の進行等による物価上昇の影響もあり依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの関連業界におきましても、電力業界では資源価格高騰により、電力各社では徹底的なコスト削減が継続されており、通信関連においては基地局設置に向けた設備投資が継続した一方、建築・道路関連においては競合他社との価格競争の激化や低コスト要求など、経営環境は引き続き予断を許さない状況にあります。

このような状況の中、当社グループは「2024中期経営計画（2022年度～2024年度）」を策定し2029年の創立100周年・100年企業ブランドに向けて、「既存事業の拡大」「新事業領域の探索」「技術力・提案力の強化」「グループ最適化」を経営戦略とし、2024年度の「ありたい姿」の実現に向けた取り組みを行いました。

その結果、売上高は220億56百万円（前連結会計年度比3.9%減）、営業利益は24億47百万円（同13.7%減）、経常利益は24億95百万円（同15.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は18億56百万円（同27.9%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの見直しを行い、従来の「電力・通信関連事業」と「碍子・樹脂関連事業」を統合し「電力・通信インフラ事業」といたしました。また、「建築・道路関連事業」を「交通インフラ事業」に名称変更しました。当社の事業基盤であるインフラ産業を二つに大別し各々の事業方針を示して顧客により良い製品とサービスを提供してまいります。

(電力・通信インフラ事業)

電力インフラ事業においては、東北東京間連系線鉄塔や二次系鉄塔の受注により業量を確保いたしました。また、配電設備関係では電力各社の修繕費抑制に伴い需要低迷が続きましたが、碍子関係では、グループ会社の統合効果により業量を確保できました。通信インフラ事業においては、通信鉄塔延命化工事の受注停滞や通信基地局向け資機材の大幅な減少により、売上高は181億32百万円（前連結会計年度比4.0%減）、セグメント利益は28億18百万円（同11.3%減）

となりました。

(交通インフラ事業)

交通インフラ関係においては、高速道路関係の大型案件が引き続き減少している状況の中、E T C設備関連や高速道路用遮音壁類を積極的に受注したものの、売上高は39億23百万円（前連結会計年度比3.4%減）、セグメント利益は1億65百万円（同0.01%減）となりました。

①企業集団の事業セグメント別受注高・売上高・繰越高

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 繰 越 高	当連結会計年度受注高		当連結会計年度売上高		翌連結会計年度 繰 越 高
		金 額	構成比	金 額	構成比	
電力・通信インフラ事業	3,665	18,714	81.9%	18,132	82.2%	4,247
交通インフラ事業	412	4,126	18.1%	3,923	17.8%	614
計	4,077	22,840	100.0%	22,056	100.0%	4,862

②当社の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位:百万円)

区 分	前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高		当 期 売 上 高		次 期 繰 越 高
		金 額	構成比	金 額	構成比	
鉄 塔 部 門	2,131	4,526	22.9%	3,848	20.3%	2,808
架線金物部門	779	9,992	50.6%	10,199	53.8%	571
碍子部門	608	2,050	10.4%	1,998	10.5%	660
その他製品部門	281	3,169	16.1%	2,922	15.4%	527
計	3,800	19,738	100.0%	18,969	100.0%	4,569

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は23億69百万円であり、主に生産設備の効率化・維持更新および基幹システムの開発費用等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、設備投資資金を目的に取引銀行8行と総額20億円のコミット型シンジケートローン契約を締結しており、この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は20億円であります。また、設備投資資金として総額5億円の実行可能期間付タームローン契約を締結しており、この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、当社の主要顧客である電力各社は引き続き地政学的リスクとエネルギー価格高騰の影響を受けて一層の経営効率化が継続される一方、脱炭素社会実現に向けた広域送電網強化による送電設備の増設が進められて、レベニューキャップ制度による事業計画においても今後は投資が推進されるものと思われ、当社製品の一定の需要を見込んでおります。また、通信関係においても、携帯キャリアでは引き続きサービス向上に取り組まれることからビジネスチャンスを深耕してまいります。

交通インフラ事業においては、懸案の大深度地下の外環自動車道やリニア新幹線など国家的プロジェクトにおいては工事の中断等があり依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループとしては、これらの状況に対応し事業継続を図るために、当連結会計年度より3カ年の新たな中期経営計画の策定いたしました。2029年の創立100周年・100年企業ブランドに向けて、「既存事業の拡大」「新事業領域の探索」「技術力・提案力の強化」「グループ最適化」を経営戦略とし、2024年度の「ありたい姿」の実現に向けた取り組みを継続してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも相変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 98 期 2019年度	第 99 期 2020年度	第 100 期 2021年度	第 101 期 2022年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	21,680	21,588	22,957	22,056
経 常 利 益 (百万円)	2,012	1,738	2,951	2,495
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,288	1,069	2,574	1,856
1株当たり当期純利益 (円)	4,532.90	917.18	2,207.07	1,591.44
総 資 産 (百万円)	38,267	38,551	40,427	40,775
純 資 産 (百万円)	19,551	20,584	22,970	24,714

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 98 期 2019年度	第 99 期 2020年度	第 100 期 2021年度	第 101 期 2022年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	17,906	16,917	19,016	18,969
経 常 利 益 (百万円)	1,544	1,415	2,277	2,113
当 期 純 利 益 (百万円)	5,033	896	2,131	1,581
1株当たり当期純利益 (円)	4,314.44	768.67	1,827.01	1,355.75
総 資 産 (百万円)	33,802	33,933	36,128	36,464
純 資 産 (百万円)	17,070	17,979	19,948	21,422

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
那 須 電 材 産 業 株 式 会 社	30	95.00	関東地区での鉄塔、鉄構、架線金物、地中線金物、碍子の販売・工事請負
那 須 電 機 商 事 株 式 会 社	10	83.50	関西地区での鉄塔、鉄構、架線金物、地中線金物、碍子の販売・工事請負

- (注) 1. 出資比率は、子会社が保有する株式を含めて算出しております。
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含め7社であります。

(7) 主要な事業内容

セグメント	主 な 事 業 内 容
電力・通信インフラ事業	鉄塔・鉄構、鋼管柱、架空線材料、情報通信材料等の製作・販売および通信鉄塔設備工事
交通インフラ事業	交通システム材料等の製作・販売、道路設備工事、地中線設備工事および溶融亜鉛めっき貸加工

(8) 主な事業所

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	八 千 代 工 場	千葉県八千代市
関 西 営 業 部	大阪府大阪市	大 阪 工 場	大阪府大阪市
中 部 支 店	愛知県名古屋	会 津 第 一 工 場	福島県大沼郡
九州・沖縄支店	福岡県福岡市	会 津 第 二 工 場	福島県会津若松市

② 主要な子会社の事業所

会 社 名	本 社 所 在 地	工 場 所 在 地
那 須 電 材 産 業 株 式 会 社	東京都江東区	大阪府大阪市
那 須 電 機 商 事 株 式 会 社	大阪府大阪市	—

(注) 当社の連結子会社は、上記の主要な子会社2社を含め7社であります。

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
510名	1名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員38名（期中平均雇用人員）を含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
377名	6名減	45.2歳	15.6年

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者14名および臨時従業員26名（期中平均雇用人員）を含みません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,143
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	750
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	450
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	150
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	150

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
(2) 発行済株式の総数 1,166,327株（自己株式 33,673株を除く）
(3) 株 主 数 2,093名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
那 須 幹 生	54	4.63
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	50	4.29
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	50	4.29
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	40	3.50
山 洋 電 気 株 式 会 社	31	2.71
エ ム エ ム 建 材 株 式 会 社	30	2.63
株 式 会 社 ケ ー ・ エ フ ・ シ ー	24	2.12
鈴 木 貴 久	17	1.50
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	17	1.46
鈴 木 邦 之	16	1.44

(注) 持株比率は自己株式（33,673株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	那須 幹生	
代表取締役社長	鈴木 智晴	営業管掌 那須電材産業株式会社 代表取締役社長 那須電機商事株式会社 代表取締役社長 北海道那須電機株式会社 代表取締役社長 東北那須電機株式会社 代表取締役社長
専務取締役	西岡 雅之	管理部門担当兼経理部長兼技術開発部担当
常務取締役	横山 明男	経営管理室長兼資材部長
取締役	大熊 幸夫	生産担当兼八千代工場長 那須化成株式会社 代表取締役社長
取締役(常勤監査等委員)	関口 一也	
取締役(監査等委員)	黒滝 一雄	公認会計士黒滝一雄事務所所長
取締役(監査等委員)	木村 英知	

- (注) 1. 取締役黒滝一雄および木村英知の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員として関口一也氏を選定しております。
3. 取締役黒滝一雄および木村英知の両氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役関口一也氏は当社内の監査部門での業務経験を有し、内部監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役黒滝一雄氏は公認会計士および税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役木村英知氏は人物識見にすぐれ、幅広い分野での豊富な経験と見識を有するものであります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負う事または、当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。なお、被保険者の範囲については、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)であり、保険料は会社負担としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象としないこととしております。
8. 2023年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	異動後の担当
西岡 雅之	専務取締役管理部門担当兼技術開発部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取 締役を除く)	221,540	100,200	113,000	8,340	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	10,200	10,200	—	—	1
社外役員	8,400	8,400	—	—	2

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）の固定報酬・退職慰労金の対象は、2023年3月31日現在在籍の取締役（監査等委員を除く）5名および取締役（監査等委員）3名であります。
3. 取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、業績連動報酬として取締役に対して賞与を支給しております。
4. 業績連動報酬等に関する指標ならびに選定理由、算出方法は「取締役の報酬等の決定に係る方針」2. 取締役の報酬等の体系および額の決定に関する方針（2）に記載のとおりであり、当事業年度を含む業績指標の推移は1.（5）財務および損益の状況の推移に記載のとおりです。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第93回定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）に対し、年額250,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名であります。
6. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第93回定時株主総会において取締役（監査等委員）に対し年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

(4) 取締役の報酬等の決定に係る方針

当社は、2021年3月23日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役会で決議された「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に基づき代表取締役会長 那須幹生および代表取締役社長 鈴木智晴が協議し、監査等委員会の意見を考慮し決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 取締役の報酬等に関する基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、当社が社会の持続可能な発展に貢献する企業として、サステナブルな経営および成長を実現するための重要なインセンティブとして十分に機能し、その実現のために優秀な人材を取締役として内部登用及び外部採用での確保と維持ができる報酬の体系と水準にする。

当社の報酬水準は、当社取締役が経営方針に対して担うべき機能、役割、責任並びに同業種、同規模の他企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定し、各年度の取締役構成、人員、経営機能を総合的に勘案し決定する。

2. 取締役の報酬等の体系および額の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、経営方針に対して担うべき機能、役割、責任を踏まえた基本報酬と会社業績の達成度に連動した業績連動報酬から構成する。また、長期的視点に立った企業価値向上への貢献度を踏まえた退職金制度を設ける。

- (1) 取締役の基本報酬は毎月の固定報酬とし、役位、職責、会社の業績等を総合的に考慮して決定する。なお、監査等委員については、それぞれの役割に応じて設定した額を基本報酬とする。
- (2) 取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬等は、各事業年度の当社グループの連結業績、経営状況、中長期経営計画との対比、前年度比、目標達成率を総合的に勘案して算出された額を賞与として決定し、年一回支給する。目標となる業績指標は、経常利益が会社の総合的な事業収益力、企業価値の成長率を評価する基準として適切であると考えられることから、経常利益を業績連動報酬等に係る指標とする。

3. 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

取締役の報酬等について、基本報酬、業績連動報酬等個人別の報酬等の支給割合の決定方針については、各事業年度の会社業績により業績連動報酬等が大きく変動することにより支給割合については定めない。

4. 報酬決定のプロセス

監査等委員以外の取締役の個人別の報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、取締役会における一任に基づき、代表取締役会長 那須幹生および代表取締役社長 鈴木智晴の両名が具体的内容を協議し、客観性・透明性を確保するために、監査等委員会の意見を考慮して決定する。

取締役会は、代表取締役両名が、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うことが最も適していると判断し、両名に一任した。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定する。

⑤ 社外役員に関する事項

① 社外取締役（監査等委員）の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先と当社との関係
黒滝 一雄	該当事項はありません。
木村 英知	該当事項はありません。

② 社外取締役（監査等委員）の主な活動状況

氏名	社外取締役に期待される役割および主な活動状況
黒滝 一雄	取締役に就任以降、公認会計士および税理士として企業会計、税務全般に精通した経験を活かし、経営の重要事項に関して客観的に助言や指導などを行うなど、十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度開催の取締役会13回のうち全てに、また監査等委員会13回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っています。
木村 英知	取締役に就任以降、豊富な経験と幅広い知見から、経営の重要事項に関して客観的に助言や指導などを行うなど、十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度開催の取締役会13回のうち11回、また監査等委員会13回のうち12回に出席し、必要に応じ議案審議に必要な発言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	43百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額で記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について相当であるとの判断をし、同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の再任の適否については、監査等委員会が会計監査人の職務の遂行状況等を毎期、考慮・検討します。その結果、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

① 当社ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業グループとしての経営方針、企業行動指針・行動規範に基づき、代表取締役社長の指揮のもと、リスクマネジメント委員会により、取締役および社員に対し、コンプライアンス体制の強化を図ります。

また、各業務プロセスにおいては、統制活動・情報と伝達・モニタリングを通じて、コンプライアンス体制の推進に努め、監査等委員会および監査室は定期的にコンプライアンス体制の調査、法令・定款等の遵守状況の監査を行い、問題点の指摘・改善指導に努めます。

なお、「内部通報規程」等により、当社グループが継続的かつ安定的に発展する妨げとなる法令等違反や社内不正などを防止または早期発見し、是正に努めます。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に係る体制ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループは、取締役の職務執行に係る情報を含め取締役および社員が法令、定款、取締役会規程、稟議規程、文書規程に則った情報の保存および管理を行い

ます。また、検索・閲覧可能な状態で「文書規程」に定められた期間、適切に保存管理します。

また、グループ会社管理規程に基づき、子会社の取締役および社員の業務執行に係る事項について、当社の担当部門から報告を求め、必要があれば取締役会に報告します。なお、グループ各社の社長、または担当者による定例会を開催し、各社の職務執行状況や情報の共有化に努めます。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業活動を取巻くさまざまなリスクに対して「リスクマネジメント規程」に基づき、的確な管理・実践に努めます。併せてリスクマネジメントを推進する「リスクマネジメント委員会」の充実を図ります。

各業務プロセスにおいて発生する可能性のある全てのリスクを洗い出し、その評価を行って対応策を講じるなどのリスクマネジメント委員会による組織的な取組みを支援していきます。併せて、危機管理マニュアル、事業継続計画により、不測の事態に備えます。

④ 当社および子会社の取締役の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、毎月取締役会を開催し、重要かつ高度な経営上の意思決定を迅速に行い、業務執行の監督や透明性の向上に努めています。

また、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程により、業務を展開していきます。

なお、当社監査室による業務監査等を行っており、それぞれの部門における業務監視を統括しながら、より充実した業務監査に取り組めます。

⑤ 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループとしての経営方針、企業行動指針・行動規範、グループ会社管理規程に基づき、経営管理および内部統制に関する指導・助言の充実に努めます。

また各子会社においては、責任者を定めてコンプライアンス体制の強化を図ります。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制と当該取締役および使用人の他の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および社員（補助使用人という。）を置くことを求めた場合には、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、取締役お

よび監査室員の中から監査等委員会の職務を補助すべき補助使用人を置くものとします。また、他の取締役からの独立性の確保については、当該補助使用人の人事等に関する事項は監査等委員会の同意を得たうえで決定するとともに監査等委員会の指示の実効性を確保するため、当該補助使用人はその職務にあたっては監査等委員会の指示に従うものとします。

なお、当社は、監査等委員会の職務を補助すべき補助使用人を監査室員の中から1名選任しています。

- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制および報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制ならびにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、当社取締役会をはじめ重要な会議に出席し、社内稟議書を閲覧するとともに業務執行部門等に対し監査に必要な情報の報告を求めることができ、また、監査室と緊密な連携を保ちつつ、客観的な監査を実施する体制を整備しています。

なお、当社監査等委員会は会計監査人との会合を通じて、意見・情報交換を行っています。

当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実や重大な違反行為を発見したときは、ただちに当社監査等委員会へ報告するものとします。なお、内部通報規程により、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切な運用を行います。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査等委員がその職務の遂行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、当該費用または債務を支払います。

- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、当社が定める「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムの整備・運用を図ります。また、業務執行部門による内部統制システムの自己評価のほか、監査室による内部統制システムの評価を継続的に実施し、必要な是正を行ないます。

- ⑩ 反社会的勢力の排除について

当社グループは、企業グループとしての企業行動指針・行動規範に基づき、反社会的行為への関与の禁止を徹底していきます。反社会的勢力に対しては、毅然

とした態度を取り、一切関わりません。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスおよびリスク管理体制

当社グループでは、当社の経営理念や企業行動指針を定めた「企業行動規範」に基づく業務遂行を求めるとともに、コンプライアンスの重要性の理解とその遵守を推進する企業風土の醸成に努めました。また、リスクマネジメント委員会により、当社グループ内でのリスク環境に対する認識を高める意識啓発やリスクの棚卸しと予防管理体制の強化を図っています。リスクマネジメント委員会は委員長を社長が兼ね各委員についても取締役が兼務しており、トータルでのリスク管理は取締役会が責任をもって意思決定し、対処しています。

② 職務の執行の適正および効率性

取締役会は、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）を含む8名で構成されており、毎月取締役会を開催し、重要かつ高度な経営上の意思決定を迅速に行い、業務執行状況等の監督を行いました。その他、業務執行における重要事項を審議する会議体として、常務会、リスクマネジメント委員会などの専門委員会を設けており、代表取締役の業務執行上の意思決定を支援しています。

なお、内部監査を担当する監査室を設置しており、取締役会において内部監査計画や結果の承認を行っております。

③ 監査等委員会の職務執行

監査等委員会において定めた監査等委員会監査基準、内部統制システムに係る監査等委員会の実施基準に基づき、監査方針、監査計画、職務分担に従い、取締役会、常務会、リスクマネジメント委員会など重要な会議に出席し、社内稟議等の閲覧や実地調査を通じて取締役や社員の業務執行状況を監視するとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行うなど、監査の実効性確保に努めております。また、監査室から内部監査の計画および結果の報告を受けるとともに、会計監査人による監査結果や意見交換等を行うことにより、適正な監査を実施しております。

④ 財務報告の適正と信頼性の確保

財務報告の適正と信頼性確保のため、当社グループの基本方針に則り、財務報告の信頼性を高める内部統制システムの整備・運用を図りました。

また、監査室による内部監査を実施して内部統制システムの有効性評価を行い、内部統制報告書を作成し、監査等委員会、会計監査人の監査を受けております。

(3) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆さまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適當であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、次のような取組みを実施しております。

(イ) 中長期的な経営戦略

当社は、1929年の創業以来、一貫して電力、通信、鉄道、道路など、わが国の公共基幹産業に配電金物や鉄塔をはじめとする資材を提供し、社会インフラ整備の一翼を担い現在に至っております。

当社グループを取り巻く経営環境は、既存事業の成熟化や経済環境の変化などにより、需要が大幅に減少しており、また、受注競争の激化に伴う販売価格の下落により、採算性の悪化を招くなど、業界全体が極めて厳しい状況下にありま

す。

このような状況に対処するため、当社グループは、中期経営計画（2022～2024年度）の初年度にあたり、「チェンジ&チャレンジ」から「サステナブルな成長」へ～既存事業の「深掘り」と新市場機会の「探求」の両輪で次のステージを目指せ～‘Go to the Next Stage！2029 100th Anniversary’をスローガンとして、下記のとおり経営方針を定めております。

①生産体制の最適化

経営資源の集中と全体最適化、重点設備投資とスマートファクトリー構築による生産効率化及び収益向上

②成長力の強化

既存事業の深掘り、新市場機会の探索（グリーン成長戦略を注視）、グループ経営の効率化、コアテクノロジーと技術戦略による新たな価値の創出、バックオフィスの業務効率化

③SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する企業活動の推進

これら経営方針のもと、グループ各社との連携を一層充実して経営の効率化を推進し、経営環境の変化にも柔軟に対応しつつ、将来にわたる成長と株主還元の実現に鋭意努力する所存であります。

(ロ) コーポレート・ガバナンスの強化

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の継続的な向上を図るとともに、社会から信頼され、必要とされる企業となるために、経営の透明性、法令等の遵守、業務の適正と効率性の追求、社会から有用とされる製品やサービスを提供することにより企業の社会的責任を果たしていくことが重要であると考えております。

当社グループは、1959年1月に創業者那須仁九郎による三章からなる社憲「人の和」、「誠実」、「奉仕の心」を制定し、当社グループの経営の拠りどころとして事業を展開し、現在に至っております。また、「企業行動規範」を定め、法令や社会ルールを守る高い倫理観と厳しい自己規律を実現し、社会から求められる企業となることを目指しております。

業務執行・経営監視の仕組みについては、当社は毎月取締役会を開催し、重要かつ高度な経営上の意思決定を迅速に行い、業務執行の監督や経営の透明性向上に努めています。また、執行役員制度を採用し、取締役の監督と業務執行機能を分けることにより経営の透明性や健全性の確保、監視機能の向上に取り組んでいます。

業務執行における重要事項を審議する会議体としては、常務会、リスクマネジメント委員会などの専門委員会を設けており、代表取締役の業務執行上の意思決定を支援しています。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

その概要は以下のとおりです。

(イ) 本対応方針導入の目的

本対応方針は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として導入するものです。

(ロ) 本対応方針の対象となる当社株式の買付け

本対応方針の対象となる当社株式の買付とは、①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為とします。

(ハ) 特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会規程に基づき、特別委員会を設置しています。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任しています。

(ニ) 大規模買付ルール概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会等による一定の評価・検討期間が経過した後で大規模買付行為を開始する、というものです。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

(ホ) 本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、2024年開催の定時株主総会終結の時までとなっております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

導入後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nasudenki.co.jp>) に掲載しております。

④ 本対応方針の合理性について（本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本対応方針の設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本対応方針が上記①の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(イ) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(ロ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記「本対応方針継続の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

(ハ) 株主意思を反映するものであること

本対応方針は、株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとしており、その継続について株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、有効期間中であっても、当社株主総会にお

いて本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまのご意向が反映されます。

(二) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を1年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(注) 本事業報告中で記載の金額は表示単位未満は切捨て、比率その他の数値は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,987,471	流動負債	7,836,573
現金及び預金	8,410,564	支払手形及び買掛金	1,744,146
受取手形、売掛金及び契約資産	3,779,431	電子記録債務	2,715,288
電子記録債権	1,019,421	短期借入金	100,000
製品	2,582,980	1年内返済予定の長期借入金	783,200
仕掛品	2,002,137	1年内償還予定の社債	795,000
原材料及び貯蔵品	864,666	未払費用	117,621
その他	329,269	未払法人税等	483,485
貸倒引当金	△1,000	未払消費税等	18,187
固定資産	21,788,137	前受金	5,008
有形固定資産	15,501,838	賞与引当金	328,382
建物	4,718,561	役員賞与引当金	140,780
構築物	187,900	その他	605,473
機械及び装置	2,580,055	固定負債	8,224,041
車輛運搬具及び工具器具備品	108,149	社債	400,000
土地	6,975,607	長期借入金	2,308,600
建設仮勘定	931,563	リース債務	1,388,664
無形固定資産	252,786	再評価に係る繰延税金負債	1,478,633
借地権	27,467	役員退職慰労引当金	145,198
ソフトウェア	174,481	退職給付に係る負債	2,070,669
その他	50,837	その他	432,274
投資その他の資産	6,033,512	負債合計	16,060,615
投資有価証券	2,314,958	純資産の部	
繰延税金資産	82,898	株主資本	20,549,028
投資不動産	3,153,133	資本金	600,000
その他	484,812	資本剰余金	27,753
貸倒引当金	△2,289	利益剰余金	20,001,474
		自己株式	△80,199
		その他の包括利益累計額	3,918,185
		その他有価証券評価差額金	757,528
		土地再評価差額金	3,162,765
		退職給付に係る調整累計額	△2,108
		非支配株主持分	247,779
		純資産合計	24,714,993
資産合計	40,775,609	負債及び純資産合計	40,775,609

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,056,430
売上原価		17,449,001
売上総利益		4,607,428
販売費及び一般管理費		2,160,136
営業利益		2,447,291
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	82,734	
受取賃貸料	269,971	
固定資産売却益	3,458	
その他	29,350	385,523
営業外費用		
支払利息	78,266	
社債利息	3,132	
賃貸借費用	137,944	
借入手数料	7,414	
支払保証料	4,972	
固定資産除却損	987	
貸倒引当金繰入額	1,540	
設備修繕費	67,039	
その他	36,270	337,568
経常利益		2,495,246
特別利益		
国庫補助金	218,563	218,563
税金等調整前当期純利益		2,713,810
法人税、住民税及び事業税	801,260	
法人税等調整額	23,182	824,442
当期純利益		1,889,367
非支配株主に帰属する当期純利益		33,119
親会社株主に帰属する当期純利益		1,856,247

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	600,000	20,596	18,394,008	△79,529	18,935,075
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△233,282		△233,282
親会社株主に帰属する当期純利益			1,856,247		1,856,247
自己株式の取得				△669	△669
土地再評価差額金の取崩			△15,500		△15,500
合併による増減		7,157			7,157
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	7,157	1,607,465	△669	1,613,952
当 期 末 残 高	600,000	27,753	20,001,474	△80,199	20,549,028

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	629,838	3,147,265	30,006	3,807,111	227,849	22,970,035
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△233,282
親会社株主に帰属する当期純利益						1,856,247
自己株式の取得						△669
土地再評価差額金の取崩						△15,500
合併による増減						7,157
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	127,690	15,500	△32,115	111,074	19,930	131,004
当 期 変 動 額 合 計	127,690	15,500	△32,115	111,074	19,930	1,744,957
当 期 末 残 高	757,528	3,162,765	△2,108	3,918,185	247,779	24,714,993

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び名称 7社
那須電材産業㈱、那須電機商事㈱、その他5社

(2) 連結範囲の変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社である那須工業株式会社は、同じく当社の連結子会社であった那須鋼板株式会社を吸収合併し、Nテック株式会社に変更いたしました。これに伴い、消滅会社である那須鋼板株式会社を連結の範囲から除外しております。

- (3) 非連結子会社の数及び名称 1社
電材運輸㈱

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数及び名称 0社

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称
電材運輸㈱

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法により処理)を採用しております。

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 製品・仕掛品

主として個別法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

ロ. 原材料

主として月別総平均法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権・破産更生債権については、財務内容評価法を採用し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 工事損失引当金

当連結会計年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。過去勤務費用は、発生時に一括費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① 電力・通信インフラ事業

電力及び通信用の鉄塔、鉄構、架線金物等の製作・販売、碍子及び樹脂製品等の製作・販売を行っており、顧客との販売契約に基づき製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡すことにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し履行義務が充足されると判断し、製品を引き渡した一時時点で収益を認識しております。なお、多くの取引では、製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間は数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益認識しています。

工事契約に係る収益には、主に地中送電設備及び通信鉄塔設備工事の請負が含まれ、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

② 交通インフラ事業

道路設備及び鉄道をはじめとする交通システム材料等の製作・販売を行っており、顧客との販売契約に基づき製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、製品を引き渡すことにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し履行義務が充足されると判断し、製品を引き渡した一時点で収益を認識しております。なお、多くの取引では、製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間は数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益認識しています。

工事契約に係る収益には、主に道路設備工事の請負が含まれ、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却しております。

5. 重要な会計上の見積り

(固定資産の減損損失)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

継続して営業損失が計上されている資産グループである会津工場の固定資産(帳簿価額1,947,903千円)について、減損の兆候があると判断しておりますが、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュフローの総額がその帳簿価額を上回ったため、減損損失を認識しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、原則として管理会計上の区分に従ってグルーピングしております。

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、次年度予算及び中期経営計画等を基に算定しており、重要な仮定は将来の事業計画における販売数量・販売単価、市場予測、原材料価格の動向及び生産性改善に関する見込みであります。これらの仮定は、過去の実績や外部環境を踏まえた将来の見通し等を基に決定しております。

重要な仮定は不確実性を伴い、今後の事業環境の変化により、事後的な結果と乖離が生じることがあります。その場合、新たに減損の兆候に該当する資産または資産グループが生じることがあり、また、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	13,892,012千円
投資不動産の減価償却累計額	1,511,581 "
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物	2,115,948千円
構築物	3,560 "
機械及び装置	78,110 "
土地	6,647,542 "
投資有価証券	885,508 "
投資不動産	1,572,587 "
計	11,303,257 "
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	—千円
長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,975,000 "
計	2,975,000 "
3. 手形裏書譲渡高	
受取手形裏書譲渡高	4,119千円
4. 設備投資資金を目的に取引銀行とコミット型シンジケートローン契約、実行可能期間付タームローン契約を締結しております。	
コミット型シンジケートローンの総額	2,000,000千円
借入実行残高	— "
差引額	2,000,000 "
実行可能期間付タームローンの総額	500,000千円
借入実行残高	500,000 "
差引額	— "

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い再評価に係る繰延税金負債を負債の部、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月

2002年3月31日

再評価の方法は「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 $\Delta 2,221,902$ 千円

(うち、投資不動産に係る差額 928,797 〃)

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株数

普通株式

1,200,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通 株式	233,282	200	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

配当金の総額	233,265千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当金額	200円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入や社債の発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理基準に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

デリバティブは経理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない非上場株式及び優先株式（連結貸借対照表計上額76,715千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券			
株式	2,238,242	2,238,242	—
資産計	2,238,242	2,238,242	—
社債（1年内償還予定の社債を含む）	1,195,000	1,191,727	△3,272
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	3,091,800	3,094,201	2,401
リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）	1,468,573	1,386,720	△81,852
負債計	5,755,373	5,672,649	△82,723

(注) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金のこれらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,238,242	—	—	2,238,242
資産計	2,238,242	—	—	2,238,242

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定の社債を含む）	—	1,191,727	—	1,191,727
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	3,094,201	—	3,094,201
リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）	—	1,386,720	—	1,386,720
負債計	—	5,672,649	—	5,672,649

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定の社債を含む）

社債は元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）

これらは元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、千葉県及びその他の地域において、賃貸用住宅等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,153,133	3,663,197

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価額」を基礎として算定しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	電力・通信 インフラ事業	交通 インフラ事業	
一時点で移転される財又はサービス	17,973,101	3,757,629	21,730,731
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	159,785	165,913	325,698
顧客との契約から生じる収益	18,132,887	3,923,542	22,056,430
外部顧客への売上高	18,132,887	3,923,542	22,056,430

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	363,060	241,888
電子記録債権	1,668,577	1,019,421
売掛金	4,018,907	3,481,402
契約資産	11,028	56,141
契約負債（前受金）	7,235	5,008

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格は、契約の履行に応じ、今後概ね1年にわたって収益認識される予定であります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 20,978円00銭

2. 1株当たり当期純利益 1,591円44銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,856,247
普通株主に帰属しない金額	(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,856,247
普通株式の期中平均株式数	(株)	1,166,394

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,573,382	流動負債	7,110,496
現金及び預金	6,635,178	支払手形	42,649
受取手形	146,430	電子記録債権	2,561,316
電子記録債権	477,294	買掛金	1,342,211
売掛金	3,205,254	短期借入金	100,000
製品	2,465,661	1年内返済予定の長期借入金	783,200
仕掛品	1,914,334	1年内償還予定の社債	780,000
原材料及び貯蔵品	388,288	未払金	399,411
前払費用	82,632	リース債務	70,584
未収入金	257,206	未払費用	81,638
その他	2,101	未払法人税等	475,009
貸倒引当金	△1,000	前受金	499
固定資産	20,891,590	預り金	16,417
有形固定資産	14,930,517	賞与引当金	273,900
建物	4,707,962	役員賞与引当金	113,000
構築物	187,562	設備関係支払手形	32,890
機械及び装置	2,309,651	設備関係電子記録債権	12,584
車輛運搬具	10,107	その他	25,183
工具、器具及び備品	80,082	固定負債	7,932,255
土地	6,741,586	社債	390,000
建設仮勘定	893,563	長期借入金	2,308,600
無形固定資産	239,130	リース債務	1,365,917
借地権	27,467	再評価に係る繰延税金負債	1,478,633
ソフトウェア	161,132	退職給付引当金	1,910,296
その他	50,530	役員退職慰労引当金	115,535
その他の資産	5,721,941	投資除却債権	94,719
投資有価証券	1,964,265	その他	268,553
関係会社株式	370,093	負債合計	15,042,752
出資	5,243	純資産の部	
破産更生債権	771	株主資本	17,624,006
長期前払費用	30,794	資本金	600,000
繰延税金資産	32,038	資本剰余金	9,445
投資不動産	2,900,492	資本準備金	9,392
その他	418,990	その他資本剰余金	52
貸倒引当金	△748	利益剰余金	17,094,761
		利益準備金	150,000
		その他利益剰余金	16,944,761
		圧縮積立金	929,767
		別途積立金	6,200,000
		繰越利益剰余金	9,814,993
		自己株	△80,199
		評価・換算差額等	3,798,214
		その他有価証券評価差額金	635,448
		土地再評価差額金	3,162,765
資産合計	36,464,973	純資産合計	21,422,221
		負債及び純資産合計	36,464,973

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	18,969,764
売 上 原 価	15,399,962
売 上 総 利 益	3,569,801
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,610,504
営 業 利 益	1,959,296
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2
受 取 配 当 金	165,026
受 取 賃 貸 料	602,352
そ の 他	26,794
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	77,999
社 債 利 息	3,100
賃 貸 費 用	449,336
借 入 手 数 料	7,414
支 払 保 証 料	4,949
固 定 資 産 除 却 損	987
設 備 修 繕 費	67,039
そ の 他	28,931
経 常 利 益	2,113,712
特 別 利 益	
国 庫 補 助 金	152,313
税 引 前 当 期 純 利 益	2,266,026
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	679,361
法 人 税 等 調 整 額	5,326
当 期 純 利 益	1,581,338

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
						圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	600,000	9,392	52	9,445	150,000	830,418	6,200,000	8,581,786
当事業年度中の変動額								
圧縮積立金の積立						105,705		△105,705
圧縮積立金の取崩						△6,357		6,357
剰余金の配当								△233,282
当期純利益								1,581,338
自己株式の取得								
土地再評価差額金の取崩								△15,500
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)								
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	99,348	—	1,233,207
当 期 末 残 高	600,000	9,392	52	9,445	150,000	929,767	6,200,000	9,814,993

残高及び変動事由	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	利益剰余金 利益剰余金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当事業年度中の変動額							
圧縮積立金の積立	—		—				—
圧縮積立金の取崩	—		—				—
剰余金の配当	△233,282		△233,282				△233,282
当期純利益	1,581,338		1,581,338				1,581,338
自己株式の取得		△669	△669				△669
土地再評価差額金の取崩	△15,500		△15,500				△15,500
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)				126,113	15,500	141,613	141,613
当事業年度中の変動額合計	1,332,556	△669	1,331,886	126,113	15,500	141,613	1,473,499
当 期 末 残 高	17,094,761	△80,199	17,624,006	635,448	3,162,765	3,798,214	21,422,221

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法により処理）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①製品・仕掛品

個別法による原価法を採用しております。ただし、磚子については月別総平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②原材料

月別総平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(5) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権・破産更生債権については、財務内容評価法を採用し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時に一括費用処理しており、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 工事損失引当金

当事業年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(1) 電力・通信インフラ事業

電力及び通信用の鉄塔、鉄構、架線金物等の製作・販売、碍子及び樹脂製品等の製作・販売を行っており、顧客との販売契約に基づき製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡すことにより、顧客に

当該製品に対する支配が移転し履行義務が充足されると判断し、製品を引き渡した一時点で収益を認識しております。なお、多くの取引では、製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間は数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益認識しています。

工事契約に係る収益には、主に地中送電設備及び通信铁塔設備工事の請負が含まれ、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

(2) 交通インフラ事業

道路設備及び鉄道をはじめとする交通システム材料等の製作・販売を行っており、顧客との販売契約に基づき製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡すことにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し履行義務が充足されると判断し、製品を引き渡した一時点で収益を認識しております。なお、多くの取引では、製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間は数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益認識しています。

工事契約に係る収益には、主に道路設備工事の請負が含まれ、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

7. 重要な会計上の見積り

(固定資産の減損損失)

「連結注記表 5. 重要な会計上の見積り」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	13,373,821千円
投資不動産の減価償却累計額	1,480,057 "
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物	2,115,948千円
構築物	3,560 "
機械及び装置	78,110 "
土地	6,634,942 "
投資有価証券	805,033 "
投資不動産	1,572,587 "
計	11,210,183 "
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	—千円
長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,975,000 "
計	2,975,000 "
3. 区分掲記していない関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	818,495千円
短期金銭債務	288,248 "
4. 設備投資資金を目的に取引銀行とコミット型シンジケートローン契約、実行可能期間付タームローン契約を締結しております。	
コミット型シンジケートローンの総額	2,000,000千円
借入実行残高	— "
差引額	2,000,000 "
実行可能期間付タームローンの総額	500,000千円
借入実行残高	500,000 "
差引額	— "

5. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い再評価に係る繰延税金負債を負債の部、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月

2002年3月31日

再評価の方法は「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

△2,221,902千円

(うち、投資不動産に係る差額 928,797 〃)

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

4,314,390千円

営業費用

2,825,928 〃

営業取引以外の取引高

347,566 〃

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株数

普通株式

33,673株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金

584,550千円

その他

261,783 〃

繰延税金資産小計

846,334 〃

評価性引当額

△72,250 〃

繰延税金資産合計

774,083 〃

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金

△409,955千円

その他有価証券評価差額金

△271,896 〃

その他

△60,194 〃

繰延税金負債合計

△742,045 〃

繰延税金資産の純額

32,038 〃

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	那須電材産業株式会社	直接所有 94.82%	役員の兼務	製品の販売 (注1)	2,525,773	売掛金	317,131
子会社	Nテック株式会社 (注3)	直接所有 95.28%	役員の兼務	外注加工の委託 (注1)	2,439,885	買掛金	247,241
				工場建屋、製造設備の賃貸 (注2)	331,404	—	—

- (注) 1. 取引条件については、業務内容を勘案し、当事者間で協議のうえ決定しております。
 2. 賃貸借取引条件については、当社の賃貸費用及び市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。
 3. 当事業年度において、当社の連結子会社である那須工業株式会社は、同じく当社の連結子会社であった那須鋼板株式会社を吸収合併し、Nテック株式会社に商号変更いたしました。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 18,367円25銭
 2. 1株当たり当期純利益 1,355円75銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	(千円)	1,581,338
普通株主に帰属しない金額	(千円)	—
普通株式に係る当期純利益	(千円)	1,581,338
普通株式の期中平均株式数	(株)	1,166,394

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

那須電機鉄工株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 土居 一彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、那須電機鉄工株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、那須電機鉄工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

那須電機鉄工株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土居 一 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠塚 伸 一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、那須電機鉄工株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

那須電機鉄工株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 関 口 一 也 ㊟

監査等委員 黒 滝 一 雄 ㊟

監査等委員 木 村 英 知 ㊟

(注) 監査等委員黒滝一雄及び木村英知は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益配分につきまして、安定した配当の維持を基本とし、業績、内部留保の充実および財務状況を総合的に勘案して決定していくことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記方針に基づく検討の結果、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 200円
総額 233,265,400 円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式数 (2) 当社との特別の利害関係
1	那須幹生 (1949年1月29日生)	1971年4月 古河電気工業株式会社入社 1979年4月 当社入社 1987年6月 当社取締役大阪工場副工場長 2000年6月 当社常務取締役大阪工場長 2002年6月 当社専務取締役 2003年4月 当社取締役副社長営業本部長 2007年6月 当社代表取締役社長 2019年6月 当社代表取締役会長（現任）	(1) 54,000株 (2) なし
	【候補者とした理由】 那須幹生氏は、当社代表取締役会長として強いリーダーシップと決断力で当社ならびに当社グループを牽引しております。その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	鈴木智晴 (1962年1月3日生)	1984年4月 当社入社 2003年6月 当社執行役員電力・通信営業部長 2007年6月 当社取締役電力・通信営業部長 2013年4月 当社取締役電力・通信営業部長兼海外部長兼沖縄支店長 2017年4月 当社常務取締役営業部門担当兼営業管理室長兼海外部長兼沖縄支店長 2019年4月 当社常務取締役営業部門担当兼海外部長兼沖縄支店長 2019年6月 当社代表取締役社長 営業管掌（現任）	(1) 16,600株 (2) 後記欄外 (注) 1. ご参照
	(重要な兼職の状況) 那須電材産業株式会社 代表取締役社長 那須電機商事株式会社 代表取締役社長 北海道那須電機株式会社 代表取締役社長 東北那須電機株式会社 代表取締役社長 【候補者とした理由】 鈴木智晴氏は、当社の代表取締役社長として経営を担うとともに、営業管掌として事業拡大を推進しております。その経験と実績を踏まえ、持続可能な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	(1) 所有する 当社株式数 (2) 当社との 特別 利害関係
3	にしおか まさゆき 西岡 雅之 (1958年1月10日生)	1980年4月 当社入社 2003年6月 当社執行役員公共営業部長 2007年6月 当社取締役公共営業部長 2012年4月 当社常務取締役営業部門担当 2014年4月 当社常務取締役営業部門担当兼営業管理室長 2017年4月 当社常務取締役管理部門担当 2017年6月 当社専務取締役管理部門担当 2020年6月 当社専務取締役管理部門担当兼技術開発部担当 2021年8月 当社専務取締役管理部門担当兼経理部長兼技術開発部担当 2023年4月 当社専務取締役管理部門担当兼技術開発部担当(現任)	(1) 4,800株 (2) なし
<p>【候補者とした理由】 西岡雅之氏は、管理部門および技術開発部門の統括運営に携わっており、その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
4	よこやま あきお 横山 明男 (1959年2月6日生)	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社生産管理室長 2014年6月 当社執行役員生産管理室長 2017年6月 当社取締役生産管理室長 2018年4月 当社取締役経営企画室長兼生産管理室長 2019年4月 当社取締役経営管理室長 2022年4月 当社取締役経営管理室長兼資材部長 2022年6月 当社常務取締役経営管理室長兼資材部長(現任)	(1) 3,100株 (2) なし
<p>【候補者とした理由】 横山明男氏は、経営管理部門および資材部門の統括運営に携わっておりその経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
5	おおくま ゆきお 大熊 幸夫 (1963年6月27日生)	1986年4月 当社入社 2010年4月 当社知的財産管理室長 2011年4月 当社情報システム部長 2017年6月 当社執行役員情報システム部長 2020年3月 会津碍子株式会社代表取締役社長 2022年4月 当社執行役員八千代工場長 2022年6月 当社取締役生産部門担当兼八千代工場長(現任) (重要な兼職の状況) 那須化成株式会社 代表取締役社長	(1) 796株 (2) 後記欄外 (注) 1. ご参照
<p>【候補者とした理由】 大熊幸夫氏は、生産部門の統括運営に携わっており、関連会社の取締役として経営全般に関する経験、知識、見解を有しており、その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 当社は、那須電材産業株式会社、北海道那須電機株式会社、東北那須電機株式会社、那須電機商事株式会社、那須化成株式会社との間に取扱商品の取引関係があります。また、那須電材産業株式会社、那須電機商事株式会社、那須化成株式会社には建物を賃貸しております。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負う事または、当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式数 (2) 当社との特別の利害関係
1	せきぐち かずや 関口一也 (1961年1月1日生)	1984年4月 当社入社 2011年4月 当社監査室室長 2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(1) 5,700株 (2) なし
【候補者とした理由】 関口一也氏は、監査部門での職務経験を有しており、これまでの実績と経験を踏まえ、経営の重要事項についての助言・指導など、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
2	くろ たき かずお 黒滝一雄 (1972年1月8日生)	1998年4月 中央監査法人入所 2002年4月 公認会計士登録 2003年9月 株式会社中央総合ビジネスコンサルティング入社 2007年9月 公認会計士黒滝一雄事務所開設（現任） 2007年11月 税理士登録 2014年6月 当社社外監査役 2015年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(1) 0株 (2) なし
【候補者とした理由および期待される役割の概要】 黒滝一雄氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として企業会計、税務全般に精通しており、当社の経営における重要事項に関して客観的に助言や指導などを行っており、これまでの実績と経験を踏まえ、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	(1) 所有する 当社株式数 (2) 当社との 特別 利害関係
3	きむら ひでとも 木村英知 (1949年1月28日生)	1971年4月 三菱自動車工業株式会社入社 2003年6月 当社社外監査役 2007年12月 三菱ふそうトラック・バス株式会社退社 2008年5月 日本ロックセキュリティ協同組合専務理事 2010年8月 日本ロックセキュリティ協同組合退社 2015年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(1) 0株 (2) なし
<p>【候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>木村英知氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、豊富な経験と幅広い知見を有し、当社の経営における重要事項に関して客観的に助言や指導などを行っており、これまでの実績と経験を踏まえ、その職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 黒滝一雄および木村英知の両氏は、社外取締役の候補者であり、就任期間は、本総会終結の時をもって8年であり、監査等委員である取締役としての就任期間も8年あります。
2. 当社は、東京証券取引所に対し、社外取締役候補者黒滝一雄および木村英知の両氏を独立役員として届け出ており、両氏が引き続き監査等委員である社外取締役に再任された場合は、独立役員の届け出を継続いたします。
3. 黒滝一雄および木村英知両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合には当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負う事または、当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容での契約を継続する予定であります。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本総会において、第2号議案および第3号議案が原案通りに承認された場合の、取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者および監査等委員である取締役候補者の主たる経験分野・専門性は以下のとおりとなります。

	候補者 番号	氏 名	スキル・経験				
			企業経営 組織運営	営業・マ ーケティ ング・国 際性	財務・会 計	生産・技 術・R&D	法務・内 部統制・ コンプラ イアンス
取締役(監 査等委員 である取 締役を 除く。)候 補者	1	那 須 幹 生	○			○	○
	2	鈴 木 智 晴	○	○		○	
	3	西 岡 雅 之			○	○	○
	4	横 山 明 男	○	○		○	
	5	大 熊 幸 夫			○	○	○
監査等委員 である取 締役	1	関 口 一 也			○		○
	2	黒 滝 一 雄	○		○		
	3	木 村 英 知		○			○

(注) 上記一覧表は、取締役の有するすべてのスキル・経験を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時総会開始の時をもって、2022年6月29日開催の第100回定時株主総会において選任いただきました補欠の監査等委員である取締役小竹良夫氏の選任の効力が失効いたしますので、改めて監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の効力は次期定時株主総会が開催される時までといたします。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

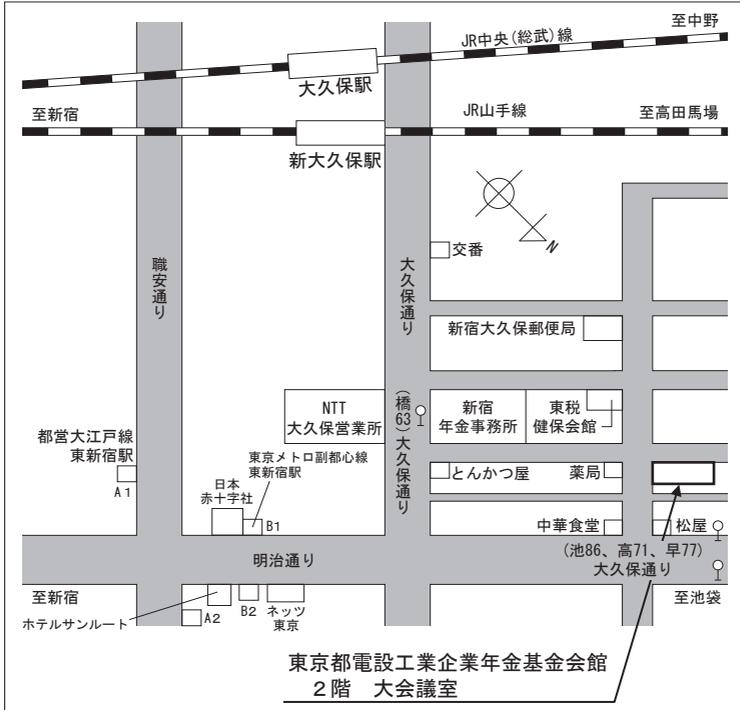
補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	(1) 所有する 当社株式数 (2) 当社との 特別の 利害関係
こたけ よしお 小竹良夫 (1948年11月24日生)	1972年4月 東洋時計株式会社入社 1977年4月 同社取締役 1986年1月 同社代表取締役社長（現任）	(1) 0株 (2) なし
<p>【候補者とした理由および期待される役割の概要】 小竹良夫氏は、会社経営者として豊富な経営者経験および幅広い知見を有し、当社の経営における重要事項に関して客観的に助言や指導などを行っていただけると期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 小竹良夫氏は補欠の社外取締役候補者であります。
2. 小竹良夫氏は、企業経営者としての豊富な経験や実績を有しており、社外取締役に就任された場合にはその経歴から適切な提言をいただけるものと判断しております。
3. 当社は、社外取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨を当社定款に定めております。小竹良夫氏の選任が承認された場合、社外取締役就任時に同氏と当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負う事または、当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。小竹良夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

株主総会会場ご案内図



- 会 場 東京都新宿区大久保二丁目8番3号
 東京都電設工業企業年金基金會館 2階大会議室
 電話 (03) 5273-0121 (代表)
- もよりの駅 JR山手線「新大久保駅」下車、徒歩10分
 JR中央(総武)線「大久保駅」下車、徒歩15分
 都営大江戸線「東新宿駅」下車、徒歩7分
 東京メトロ副都心線「東新宿駅」下車、徒歩5分